

## 小形風力発電事業化促進事業費補助金について

## 補助対象事業等

- ・高知県内での小形風力発電（出力 20kW 未満に限る。）の具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・風況調査等の各種調査業務及び事業計画の策定など事業化を判断するために必要な事業
- ・自然環境や地域の生活環境への配慮方策については必ず検討
- ・補助率 1 / 2 （予算額 300 万円）

## 募集期間

- ・第1次募集 4月20日～5月22日
- ・第2次募集 6月中旬～予定

## 応募状況

- ・問合せ：数件あり
- ・応募：無し

## 今後の進め方

- ・問合せのあった事業者に、応募できなかった理由等についてヒアリングを行い、必要に応じて課題等に対応を行った上で第2次募集を行う

## 添付資料

- ・高知県小形風力発電事業化促進事業費補助金交付要綱

## 高知県小形風力発電事業化促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小形風力発電事業化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、高知県新エネルギービジョンの実現に向け、小形風力発電の事業化に向けた取組を支援することにより新エネルギーのさらなる導入を促進し、地域経済に生かすことを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高知県内での小形風力発電（出力20キロワット未満に限る。）の具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・風況調査等の各種調査業務及び事業計画の策定など事業化を判断するために必要な事業とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社、有限責任事業組合又は個人事業者であること。
- (2) 次のいずれかの者であること。
  - ア 県内に本店又は主たる事業所を置く事業者。
  - イ 県外に本店又は主たる事業所を置く事業者で、県内に支店又は営業所等を置き、県内の従業員数が10名以上の事業者。
- (3) 自らが小形風力発電事業を実施しようとする者。
- (4) 補助事業の実施について、実施場所の土地の所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (5) 県が実施する小形風力発電に関する普及啓発活動に協力すること。
- (6) 県内に所在する本店及び営業所等が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

### (補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 第3条の規定にかかわらず、県の他の補助事業として採択された事業は、補助事業から除く。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条の補助金交付申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、現地調査等に協力しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第6号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図ること。

(6) 補助事業により取得した財産については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間。以下この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(7) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用若しくは公共の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(9) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。

(10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

#### (補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額

(2) 別表第1に掲げる経費区分間における増減であつて、それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える配分の変更

(3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により計画変更承認申請書の提出があつたとき、又は前項の規定により事業中止（廃止）承認申請書の提出があつたときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該事業者に通知するものとする。

#### (実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があつた場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額が相違する場合には別記第7号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定

の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

(1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業終了後の状況報告)

第15条 知事は、必要であると認めるときは、補助事業実施年度の翌年度から概ね3年間、補助事業者へ補助事業終了後の状況の報告を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならない。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

2 この要綱は、平成30年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第13条から第16条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条、第9条関係）

経費区分	内容	補助率
機器・設備費	計測機器等機械装置の借用及び設置等に係る経費（需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費等）	2分の1以内
委託費	調査、分析、設計等の委託に係る経費（委託料）	
外部専門家受入経費	外部専門家の受入に係る経費（謝金、旅費）	
事務費	現地調査、計測データ収集等のための移動に要する経費（旅費） 調査に必要な情報収集に係る経費（需用費、役務費） 事業化検討のための会議開催に係る経費（需用費、役務費、使用料及び賃借料）	

※消費税及び地方消費税は対象外

※機械装置購入費、用地取得費及び用地賃借料は対象外

※需用費に食糧費は含まない

別表第2（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。